

第8回定時株主総会 招集ご通知

開催 日時	2026年7月30日（木曜日）午後3時 （受付開始：午後2時）
開催 場所	東京都墨田区錦糸1丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 4階「錦」
決議 事項	第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件 第5号議案 社外取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

インターネット及び書面による議決権行使期限
2026年7月29日（水曜日）午後6時

株式会社アストロスケールホールディングス
証券コード：186A

証券コード 186A
2026年7月10日

(電子提供措置の開始日 2026年7月8日)

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸四丁目17番1号
株式会社アストロスケールホールディングス
代表取締役 岡 田 光 信

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.astroscale.com/ja/ir/news>

また、電子提供措置事項は、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「アストロスケールホールディングス」又は証券「コード」に「186A」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年7月29日（水）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月30日（木）午後3時（受付開始 午後2時）
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 4階 「錦」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第8期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
4. 決 議 事 項
 - 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件
 - 第5号議案 社外取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件
5. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等のご案内）
 - (1) インターネットによって議決権を行使される場合には、5ページの「インターネットによる議決権行使方法」をご確認ください。
 - (2) 書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権の行使期限は2026年7月29日（水）午後6時到着分までとさせていただきます。
 - (3) 当日のご出席により議決権を行使される場合には、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - (4) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (5) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - (6) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 連結注記表
 - ・ 個別注記表

以 上

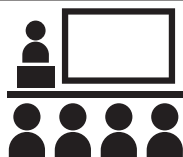
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。また、本総会の決議内容（定時株主総会決議ご通知）のご案内につきましても、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.astroscale.com/ja/ir/news>）に掲載させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主様向け事業説明会 開催のご案内	定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主様向け事業説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。株主様向け事業説明会は、質疑応答を含め1時間を予定しております。
----------------------	---

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



当日ご出席による
議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年7月30日（木曜日）
午後3時

※当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



書面による
議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年7月29日(水曜日)
午後6時到着分



インターネットによる 議決権行使

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年7月29日（水曜日）
午後6時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第1・3・4・5号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に
 反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使方法

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等で議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



●ご注意事項

インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00まで

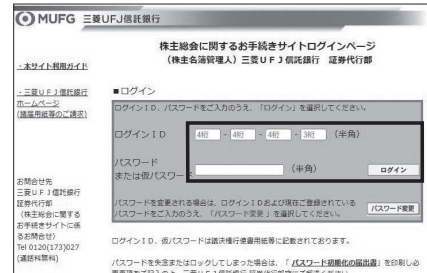
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

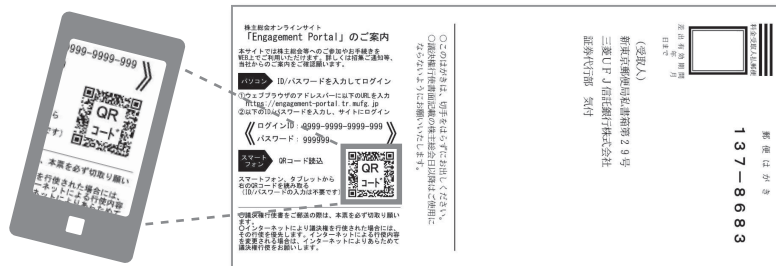


- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事前質問受付およびライブ配信についてのご案内

1 QRコードの読み取りによりログインする場合

＜同封の議決権行使書裏面（イメージ）＞



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 個別のID・パスワードによりログインする場合

< 株主様認証画面（ログイン画面）>

＜同封の議決権行使書裏面（イメージ）＞

Engagement Portal

ログインID

4桁

-

4桁

-

4桁

-

3桁

パスワード

《

ログインID： 9999-9999-9999-999

パスワード： 9999999

》

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
 https://engagementportal.jp/ 入力後、
 ②以下のURL/パスワードを入力し、サイトにログイン

《

ログインID： 9999-9999-9999-999
 パスワード： 9999999

③QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから

④議決権行使書をご郵送の際は、未着必ず返封し願います。
 インターネットにより議決権行使された場合には、
 ⑤必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑥必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑦必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

ログインID

4桁

-

4桁

-

4桁

-

3桁

パスワード

《

ログインID： 9999-9999-9999-999

パスワード： 9999999

》

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
 https://engagementportal.jp/ 入力後、
 ②以下のURL/パスワードを入力し、サイトにログイン

《

ログインID： 9999-9999-9999-999
 パスワード： 9999999

③QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから

④議決権行使書をご郵送の際は、未着必ず返封し願います。
 インターネットにより議決権行使された場合には、
 ⑤必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑥必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑦必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

ログインID

4桁

-

4桁

-

4桁

-

3桁

パスワード

《

ログインID： 9999-9999-9999-999

パスワード： 9999999

》

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
 https://engagementportal.jp/ 入力後、
 ②以下のURL/パスワードを入力し、サイトにログイン

《

ログインID： 9999-9999-9999-999
 パスワード： 9999999

③QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから

④議決権行使書をご郵送の際は、未着必ず返封し願います。
 インターネットにより議決権行使された場合には、
 ⑤必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑥必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、
 ⑦必ず着封書に「インターネットによる議決権行使」と記載し、

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

新東日本建設株式会社
 代表取締役
 田中 秀一

ログインID

4桁

-

4桁

-

4桁

-

3桁

パスワード

《

ログインID： 9999-9999-9999-999

パスワード： 9999999

》

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
 https://engagementportal.jp/ 入力後、
 ②以下のURL/パスワードを入力し、サイトにログイン

《

ログインID： 9999-9999-9999-999
 パスワード： 9999999

③QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから
 QRコードを読み取り、スマートフォンから

④議決権行使書をご郵送の際は、未着必ず返封し願います。
 インターネットにより議決権行使された場合には、

※ 画面はイメージです。

編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

- ① 同封の議決権行使書裏面のログインIDとパスワードを入力
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェック
- ③ 「ログイン」ボタンをクリック

事前質問の受付についてのご案内

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリーを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリック
- ③ ご質問内容等を確認後、「送信」ボタンをクリック

受付期間

本招集ご通知到着時から2026年7月23日(木)午後6時まで

ライブ配信の視聴についてのご案内

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

配信日時

2026年7月30日(木)午後3時から株主総会終了時刻まで

【ご注意事項】

- ・インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。
そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。

【Engagement Portalに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(土日祝日を除く平日9:00~17:00)

TEL

0120-676-808 (通話料無料)

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

Jストリーム株式会社
(株主総会当日の14:30から株主総会終了まで)

TEL

050-3187-7887

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2026年4月30日現在で7,726,644,457円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

つきましては、この欠損金を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はありませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2026年4月30日現在の資本金の額9,217,711,095円を2,130,727,494円減少して7,086,983,601円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2026年9月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2026年4月30日現在の資本準備金の額5,595,916,963円を5,595,916,963円減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2026年9月1日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の合計額のうち、7,726,644,457円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	7,726,644,457円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	7,726,644,457円
---------	----------------

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	岡田 光信 おかだ みつのぶ 在任年数7年7ヶ月 (1973年3月27日生)	1997年4月 大蔵省（現財務省）入省 2001年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2004年8月 ターボリナックス株式会社取締役兼財務最高責任者就任 2006年4月 かざかフィナンシャルグループ株式会社取締役就任 2007年2月 かざかコモディティ株式会社代表取締役就任 2007年3月 ターボリナックス株式会社監査役就任 2008年8月 Bain Capital LLC入社 2009年8月 SUGAO PTE. LTD.設立、CEO就任 2012年8月 MIKAWAYA21株式会社設立、取締役就任 2013年5月 ASTROSCALE PTE. LTD.設立、CEO就任 2015年2月 株式会社アストロスケール代表取締役就任 2017年3月 Astroscale Ltd Director就任（現任） 2017年8月 株式会社アストロスケール取締役就任（現任） 2018年5月 英国国立航空協会フェロー（FRAeS）就任（現任） 2018年11月 Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director就任（現任） 2018年12月 当社代表取締役社長兼CEO就任 2019年3月 Astroscale U.S. Inc. Director就任 2019年5月 The Space Generation Advisory Council (SGAC) アドバイザリーボード就任（現任） 2019年10月 世界経済フォーラム（ダボス会議）宇宙評議会共同議長就任 2020年10月 国際宇宙航行連盟（IAF）副会長就任 2021年4月 一般財団法人衛星システム技術推進機構 理事就任（現任） 2023年1月 一般社団法人インパクトスタートアップ協会 理事就任（現任） 2023年9月 Astroscale France SAS Director就任 2023年10月 国際宇宙航行連盟（IAF）名誉アンバサダー就任（現任） 2024年8月 人事院公務員研修所 顧問就任（現任） 2024年9月 科学技術振興機構（JST）メンター就任（現任） 2026年1月 日本成長戦略会議スタートアップ政策推進分科会構成員就任（現任） 2026年4月 当社代表取締役社長 グループCEO就任（現任）	24,836,900 株
【取締役候補者とした理由】 岡田光信氏は、2013年に当社を創業し、5か国に拠点を持つグローバル企業へと成長させ、2024年には東京証券取引所グロース市場への上場を実現しました。宇宙業界における国際的な見識と豊富な経営経験、類まれなる行動力を有しており、引き続き当社の経営の中心を担っていくものと判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
2	Christopher Blackerby クリストファー ブラッカビー 在任年数 7 年 7 ヶ月 (1973 年 9 月 3 日生)	2002 年 10 月	アメリカ航空宇宙局 (NASA) 本局入局	2,000 株
		2012 年 8 月	在米国大使館アメリカ航空宇宙局 (NASA) アジ ア代表部代表就任	
		2017 年 8 月	ASTROSCALE PTE. LTD. COO 就任 株式会社アストロスケール代表取締役就任 Astroscale Ltd Director 就任 (現任)	
		2018 年 11 月	Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director 就任 (現任)	
		2018 年 12 月	当社取締役兼 COO 就任	
		2019 年 3 月	Astroscale U.S. Inc. Director 就任	
		2021 年 2 月	株式会社アストロスケール取締役就任	
		2022 年 5 月	株式会社アストロスケール代表取締役就任	
		2023 年 1 月	株式会社アストロスケール取締役就任 (現任)	
		2023 年 9 月	Astroscale France SAS Director 就任	
2026 年 4 月	当社取締役 副社長執行役員 グループ COO 就任 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 Christopher Blackerby 氏は、2017 年より当社グループ COO として戦略策定と組織構築を主導して きました。NASA 本部での国際宇宙協力戦略のリーダー経験を有し、NASA アジア代表部代表として日 本を含む各国との連携を担った実績もあります。宇宙業界における国際的な知見、人脈と実行力を兼ね 備えており、引き続き当社の宇宙事業のグローバル展開に大きく貢献するものと考え、取締役候補者と しました。				
3	松山 宜弘 まつやま のぶひろ 在任年数 3 年 (1986 年 7 月 22 日生)	2009 年 4 月	メリルリンチ日本証券株式会社 (現 BofA 証券株式 会社) 入社	13,300 株
		2012 年 6 月	バークレイズ証券株式会社入社	
		2014 年 4 月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	
		2016 年 9 月	Goldman, Sachs & Co. 入社	
		2017 年 9 月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	
		2021 年 12 月	当社執行役員 CFO 就任	
		2022 年 5 月	株式会社アストロスケール取締役就任 (現任)	
		2023 年 1 月	世界経済フォーラム (ダボス会議) 宇宙評議会評 議員就任	
		2023 年 7 月	当社取締役兼 CFO 就任	
		2023 年 9 月	Astroscale France SAS Director 就任	
2026 年 4 月	当社取締役 副社長執行役員 グループ CFO 就任 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 松山宜弘氏は、ゴールドマン・サックスでの投資銀行業務をはじめとする豊富なグローバル金融経験を 有し、2021 年より当社グループ CFO として財務戦略や資本政策を主導してきました。宇宙業界におけ る成長企業の財務基盤を支える実行力と国際的な視座を兼ね備えており、引き続き当社の持続的成長と ガバナンス強化に大きく貢献するものと考え、取締役候補者となりました。				

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	Gayle Sheppard ゲイル シェパード 在任年数 3 年 (1953年12月 8 日生)	1991年 3 月 J.D. EDWARDS COMPANY, INC.入社 1996年 1 月 J.D. Edwards Japan K.K. President就任 2000年 9 月 MarketMile LLC. CEO & President就任 2002年 7 月 PeopleSoft, Inc. Vice President & Managing Director就任 2006年 2 月 Saffron Technology Inc. Director就任 2013年 1 月 Saffron Technology Inc. CEO & Chair就任 2015年10月 Intel Corporation Vice President & General Manager, Saffron AI Group就任 2019年 4 月 Microsoft Corporation Corporate Vice President就任 2019年 9 月 Microsoft Corporation Corporate Vice President & CTO for Microsoft Asia就任 2022年 1 月 Nutanix, Inc. Director就任 (現任) 2022年10月 Bright Machines Inc. CEO就任 2023年 7 月 当社取締役就任 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Gayle Sheppard氏は、Intel社やMicrosoft社といったグローバル企業での経験に加え、多様な分野、規模の企業での豊富な経営経験をお持ちであり、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。当社事業成長、企業規模に沿った適切なアドバイスを期待できることから、引き続き当社企業価値向上への貢献が期待されます。			
5	野口 祐子 のぐち ゆうこ 在任年数 4 年 5 ヶ月 (1972年10月15日生)	1998年 4 月 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 2008年 1 月 森・濱田松本法律事務所 知的財産グループパートナー就任 2013年12月 グーグル合同会社 統括執行役員法務部長就任 2022年 2 月 当社取締役就任 (現任) 2026年 2 月 株式会社レクソニア 代表取締役 (法務コンサルティング) 就任 (現任) 2026年 6 月 弥生株式会社 社外監査役就任 (現任) 2026年 6 月 Lexoneer APC CEO就任 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野口祐子氏は、弁護士として活躍されており、知財関係をはじめ、国際紛争や国際取引などに造詣も深いことから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。同氏の豊富な専門家としての知識とグローバルIT企業の知財の先駆者としてのご経験から、引き続き当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されます。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	Jan Wörner ヤン ヴァーナー 在任年数 4 年 5 ヶ月 (1954年 7 月 18 日生)	1979年 10 月 Köing und Heunisch 入社 1990年 10 月 Technical University Darmstadt Professor 就任 1995年 7 月 Technical University Darmstadt President 就任 2007年 2 月 German Aerospace Center Chair of Executive Board 就任 2015年 7 月 European Space Agency Director General 就任 2021年 3 月 German Academy of Science & Engineering President 就任 2022年 2 月 当社取締役就任 (現任) 2025年 7 月 Frankfurt Institute for Advanced Studies Scientific Director 就任 (現任) 2025年 12 月 Space Cargo Unlimited Advisor for strategy 就任 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Jan Wörner氏は、前ESA（欧州宇宙機関）長官であり、宇宙業界で長年にわたり実績を重ね、人脈も豊富な方であることから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。同氏の経営経験や法制度への洞察力及び特に欧州における宇宙業界での実績などから、引き続き当社企業価値向上への貢献が期待されます。			
7	Ronald Pasek ロナルド パセック 在任年数 1 年 (1960年 11 月 30 日生)	1991年 7 月 Sun Microsystems 入社 2001年 7 月 Sun Microsystems Vice president Finance & Planning - US Field Finance 就任 2003年 8 月 Sun Microsystems Vice president Finance-Worldwide Manufacturing 就任 2005年 9 月 Sun Microsystems Vice president Finance -Worldwide Field Finance 就任 2008年 9 月 Sun Microsystems Vice president- Corporate Treasurer 就任 2009年 12 月 Altera Corporation Senior Vice president - CFO 就任 2015年 8 月 Spectra 7 Chairman of The Board & Audit Committee Chair 就任 2016年 4 月 NetApp Executive Vice President & CFO 就任 2022年 3 月 Sada Systems Board Member & Chair of Audit Committee 就任 2022年 8 月 Zendesk Board Member (Member of Audit Committee & Nominating & Governance Committee) 就任 2023年 2 月 Complete Solaria (現Sun Power) Board Member & Chair of Audit Committee 就任 (現任) 2025年 7 月 当社取締役就任 (現任) 2026年 1 月 Extreme Networks Board Member & Chair of Audit Committee 就任 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Ronald Pasek氏は、Altera社やNetApp社などの上場企業においてCFOを歴任し、企業価値向上と財務改革を主導してきたグローバル経営人材であり、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。豊富なM&A経験と監査委員会での実績を有しており、引き続き当社のガバナンス強化への貢献が期待されます。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏の選任が承認された場合には、同氏らと同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含む全ての取締役、執行役員及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 野口祐子氏の戸籍上の氏名は鈴木祐子であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査役会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、新たな視点での監査が期待できること、当社が行っている宇宙関連ビジネスを営む会社に対する監査実績を有していること、当グループのグローバルな事業展開およびガバナンス体制に適した監査体制を有していることなどに加え、独立性および品質管理体制等を総合的に勘案し適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	有限責任あずさ監査法人
事	務	所
		主たる事務所 東京都千代田区大手町1丁目9番7号
沿	革	1969年7月 監査法人朝日会計社設立 1985年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（1974年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 2003年2月 KPMGジャパン（1949年 ピート・マーウィック・ミッチェル日本事務所として東京に設立）の監査部門が、あずさ監査法人を設立 2003年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入 2004年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム 2010年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
概	要	①構成人員 社員（公認会計士） 516名 職員（公認会計士） 2,495名 会計士試験合格者等 1,537名 その他職員 2,814名 ②上場会社等監査人登録制度への登録状況 日本公認会計士協会の上場会社等監査人名簿に登録されております。 ③その他 KPMGインターナショナルのメンバーファーム

(2025年6月30日現在)

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、2022年7月29日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき、当社は、当該上限額の範囲内で、取締役に対して金銭報酬を支給して参りました。

本議案は、上記の金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに、下記2.の内容での、事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット制度。以下「本RSU制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

当社は、国内外を問わず、グローバルな事業運営に関する豊富な経験や当社の事業領域における高度な専門性を有する優秀な人材を取締役として確保・維持することにより、持続的な企業価値の向上を実現していくことが重要であると考えております。そのためには、グローバルな人材市場において競争力のある報酬体系を整備するとともに、取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与することが必要と考えております。本RSU制度は、一定期間にわたる職務遂行及び当社への継続的な貢献を条件として当社普通株式を事後的に交付する株式報酬制度であり、取締役の中長期的な視点に立った経営を促進するとともに、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的としております。

以上の理由により、当社は本RSU制度を導入することとし、本議案につきご承認をお願いするものであります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。

なお、当事業年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告（本書45頁）に記載の通りですが、本議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、その内容を変更することを予定しております。変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、本書24頁に記載の通りです。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿うものであり、また、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において、その必要性及び相当性について十分に検討したものであって、上記の本RSU制度の導入の目的、当社の事業規模、現行の取締役報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等に照らしても必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると考えております。また、当社が本RSU制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数の上限は、下記2(2)に記載する通り、各事業年度

100,000株であり、発行済株式総数（2026年4月30日時点、自己株式控除後。以下本議案1.において同じ。）に占める割合は0.07%程度と希釈化の程度は軽微であります。

また、当社の現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は4名）となります。

2. 本RSU制度の内容

(1) 本RSU制度の内容

本RSU制度は、対象取締役に対して、当社取締役会が対象取締役の職責等を勘案して定める数（以下「基準ユニット数」という。）のユニットを事前に付与し、ユニットを付与した事業年度を初年度として連続する4事業年度（以下「制度対象期間」といいます。）中に最初に開催される当社の定時株主総会から、制度対象期間終了後に最初に開催される定時株主総会の終結時までの期間のうち各定時株主総会からその翌年の定時株主総会の終結時までの各期間（以下個別に又は総称して「役務提供期間」といいます。）中、対象取締役として継続して役務提供を行うことを条件として、各役務提供期間の終了後に、当該各役務提供期間に対応するユニット数について権利確定させ、権利確定したユニット数に応じて定まる数（1ユニット＝当社普通株式1株）の当社普通株式又はこれに代わる金銭（以下総称して「当社普通株式等」といいます。）（注1）を順次交付する株式報酬制度です。すなわち、本RSU制度においては、基準ユニット数のうち制度対象期間に応じて4等分した数のユニットを当該制度対象期間に係る各役務提供期間において対象取締役として継続して役務提供を行うことを条件として、当該各役務提供期間の終了に伴い権利確定させ、対象取締役に対し当社普通株式等を順次交付いたします。このように対象取締役である取締役（社外取締役を除きます。）については、業務執行の中核を担い、中長期的な経営戦略の策定・実行に継続的に関与することから、4年間の制度対象期間を設定し、各役務提供期間の役務提供に応じて段階的に権利確定させることで、中長期的な企業価値向上への貢献を促す設計としております。なお、制度対象期間は、毎年新たに設定されるものとし、最初の制度対象期間は2027年度（2027年4月期）から2030年度（2030年4月期）の4事業年度、それに対応する各役務提供期間は本総会から2030年度（2030年4月期）に係る定時株主総会の終結時のうち各定時株主総会からその翌年の定時株主総会の終結時までの各期間といたします。

当社は、各役務提供期間の終了後、当該役務提供期間において権利確定したユニットに応じ、対象取締役に対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、この方法による場合の1株あたりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額とする。）により、当社普通株式を発行又は処分します（注2）（注3）。

（注1）非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

（注2）役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部又は一部を権利確定させ、対象取締役に対して割り当てる当社普通株式の数及び時期を、合理的に調整することができるものとします。また、役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由なく対象取締役が上記の地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部若しくは一部を失効させ、又は権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式の全部若しくは一部について交付しないことができるものとします。

（注3）本RSU制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡により退任した場合、未確定のユニットは全て失効し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。また、本RSU制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本RSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、未確定のユニットは全て失効

し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。

(2) 本RSU制度に係る報酬等の上限額及び株式総数の上限

本RSU制度に係る報酬等の総額（当社普通株式に代えて金銭を交付する場合の金銭の額を含む。）は一事業年度あたり150百万円を上限とし、当社が本RSU制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、一事業年度あたり100,000株を上限とします（注4）。なお、本RSU制度に係る報酬等の額は、本RSU制度のために当社取締役会が行う、当社普通株式の発行又は処分に係る決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当社普通株式の交付を受ける対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会において決定した1株当たりの払込金額に、対象取締役に割り当てる当社普通株式の数を乗じた額とします。

（注4）ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数及び1ユニットあたりの当社普通株式の数はその比率に応じて合理的に調整されます。

(3) 本RSU制度に係る当社普通株式等の交付の条件の概要

本RSU制度に係る当社普通株式等の交付は、役務提供期間中、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、その他本RSU制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足することを条件とします。

また、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合や重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合等には、当社は、当該対象取締役に對し、本RSU制度に基づく株式交付若しくは金銭支給の全部若しくは一部を行わないこととし（マルス）、又は交付した株式若しくは支給した金銭の全部若しくは一部の返還請求（クローバック）ができるものとします。

第5号議案 社外取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、2022年7月29日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき、当社は、当該上限額の範囲内で、取締役に対して金銭報酬を支給して参りました。

本議案は、上記の金銭報酬とは別枠で、当社の社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに、下記2.の内容での、事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット制度。以下「本RSU制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

当社は、国内外を問わず、グローバルな事業運営に関する豊富な経験や当社の事業領域における高度な専門性を有する優秀な人材を社外取締役として確保・維持することにより、持続的な企業価値の向上を実現していくことが重要であると考えております。そのためには、グローバルな人材市場において競争力のある社外取締役の報酬体系を整備するとともに、社外取締役には金銭報酬の代替として株式報酬を支給することで、株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与することが必要と考えております。本RSU制度は、当社普通株式を事後的に交付する株式報酬制度であり、社外取締役の中長期的な視点に立った経営の監督機能を発揮させるとともに、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的としております。

以上の理由により、当社は対象取締役である社外取締役に対して本RSU制度を導入することとし、本議案につきご承認をお願いするものであります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。

なお、当事業年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告（本書45頁）に記載の通りですが、第4号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、その内容を変更することを予定しております。変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、本書24頁に記載の通りです。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿うものであり、また、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において、その必要性及び相当性について十分に検討したものであって、上記の本RSU制度の導入の目的、当社の事業規模、現行の取締役報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み、対象取締役の金銭報酬については支給しないこと等に照らしても必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると考えております。また、当社が本RSU制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数の

上限は、下記2(2)に記載する通り、各事業年度100,000株であり、発行済株式総数（2026年4月30日時点、自己株式控除後。以下本議案1.において同じ。）に占める割合は0.07%程度と希釈化の程度は軽微であります。

また、当社の現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は4名）となります。

2. 本RSU制度の内容

(1) 本RSU制度の内容

本RSU制度は、対象取締役に対して、当社取締役会が対象取締役の職責等を勘案して定める数（以下「基準ユニット数」という。）のユニットを事前に付与し、ユニットを付与した事業年度（以下「制度対象期間」といいます。）中に開催される当社の定時株主総会から、制度対象期間終了後に最初に開催される定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、対象取締役として継続して役務提供を行うことを条件として、役務提供期間の終了後に、基準ユニット数の全てについて権利確定させ、権利確定したユニット数に応じて定まる数（1ユニット＝当社普通株式1株）の当社普通株式又はこれに代わる金銭（以下総称して「当社普通株式等」といいます。）（注1）を交付する株式報酬制度です。このように対象取締役である社外取締役については、社外取締役の任期及び責任期間と役務提供を条件とする期間を整合するため、上記の通り1年間の制度対象期間及び役務提供期間を設定し、当該役務提供期間終了後に全てを権利確定させることで、金銭報酬の代替としつつ、社外取締役としての監督機能の発揮に対する適切な報酬付与と株主との利益共有を図る設計としております。なお、制度対象期間は、毎年新たに設定されるものとし、最初の制度対象期間は2027年度（2027年4月期）の1事業年度、それに対応する役務提供期間は本総会から2027年度（2027年4月期）に係る定時株主総会の終結時までの期間といたします。

当社は、役務提供期間の終了後、権利確定したユニットに応じ、対象取締役に対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、この方法による場合の1株あたりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とな

らない範囲で当社取締役会が決定した額とする。)により、当社普通株式を発行又は処分します(注2)(注3)。

(注1) 非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

(注2) 役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部又は一部を権利確定させ、対象取締役に対して割り当てる当社普通株式の数及び時期を、合理的に調整することができるものとします。また、役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由なく対象取締役が上記の地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部若しくは一部を失効させ、又は権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式の全部若しくは一部について交付しないことができるものとします。

(注3) 本RSU制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡により退任した場合、未確定のユニットは全て失効し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。また、本RSU制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約(分割型分割に限る)、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求(以下「組織再編等」といいます。)に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本RSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。)には、未確定のユニットは全て失効し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。

(2) 本RSU制度に係る報酬等の上限額及び株式総数の上限

本RSU制度に係る報酬等の総額（当社普通株式に代えて金銭を交付する場合の金銭の額を含む。）は一事業年度あたり150百万円を上限とし、当社が本RSU制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、一事業年度あたり100,000株を上限とします（注4）。なお、本RSU制度に係る報酬等の額は、本RSU制度のために当社取締役会が行う、当社普通株式の発行又は処分に係る決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当社普通株式の交付を受ける対象取締役に特に有利としない範囲で当社取締役会において決定した1株当たりの払込金額に、対象取締役に割り当てる当社普通株式の数を乗じた額とします。

（注4）ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数及び1ユニットあたりの当社普通株式の数はその比率に応じて合理的に調整されます。

(3) 本RSU制度に係る当社普通株式等の交付の条件の概要

本RSU制度に係る当社普通株式等の交付は、役務提供期間中、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、その他本RSU制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足することを条件とします。

また、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合や重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合等には、当社は、当該対象取締役に對し、本RSU制度に基づく株式交付若しくは金銭支給の全部若しくは一部を行わないこととし（マルス）、又は交付した株式若しくは支給した金銭の全部若しくは一部の返還請求（クローバック）ができるものとします。

参考資料 変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

1. 取締役の報酬決定方針

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しています。

取締役の主な職務が当社グループ全体の経営、戦略策定及び監督であることに鑑み、グローバルな観点で当社の成長をけん引可能な優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役の報酬決定に関する基本方針としています。この基本方針を踏まえて、取締役の報酬構成は以下の通りとしています。

報酬の種類	概 要
金銭報酬	・ 以下の観点を踏まえて適切な報酬となるよう設定 ○ 第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査を参考に、職責及びグローバル人材確保に必要な報酬水準 ○ 財政状況に鑑みたコスト許容度 ・ 社内取締役には職務内容の観点から固定報酬として月次で支給 ・ 社外取締役には株主との利益共有の観点から株式報酬を支給することとし、金銭報酬は支給しない

報酬の種類	概 要
株式報酬	・ 株主との価値共有を促進し、健全かつ透明性のある中長期的な成長戦略を策定・執行するインセンティブとして事後交付型株式報酬（RSU）を付与 ○ 当社が定める期間（以下「制度対象期間」という。）中に最初に開催される当社の定時株主総会から、制度対象期間終了後に最初に開催される定時株主総会の終結時までの期間のうち各定時株主総会からその翌年の定時株主総会の終結時までの各期間（以下「役務提供期間」という。）の勤務継続等を条件として対象者毎に予め定める数の当社普通株式（以下「本交付株式」という。）に相当するRSUを毎年付与 ○ 社内取締役の制度対象期間は4年間とし、このRSUを付与後4年にわたり毎年4分の1ずつ権利確定させ、その都度本交付株式を交付 ○ 社外取締役の制度対象期間は1年とし、このRSUを付与後1年経過後にその全てを権利確定させ、本交付株式を交付 ○ 役務提供期間中、対象者が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、その退任事由及び在任期間等に応じて当該対象者に対して割り当てる当社普通株式の数及び時期を合理的に調整する。 ・ RSUの付与数その他の条件は以下の観点を踏まえて適切な報酬となるよう取締役会の決議により設定 ○ 第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査を参考に、職責及びグローバル人材確保に必要な総報酬水準 ○ 本人の貢献度やその他の事情 ○ 財政状況に鑑みたコスト許容度

社内取締役の報酬に占める金銭報酬と株式報酬の割合は、対象者の職責、株式報酬制度の目的、総報酬の水準、その他の事情を総合的に勘案の上、決定します。

2. 監査役の報酬決定方針

監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた監査役の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により監査役会にて決定しています。

監査役の報酬体系は、客観的かつ独立した立場から当社の取締役会の監督を行うという役割に鑑みて金銭報酬のみとしています。金銭報酬は、固定報酬であり、月次で支給します。

以上

事業報告

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、当社グループが拠点を有する全ての地域において、宇宙防衛の強化を主な目的とした取組みが多数見られました。

日本においては、7月に防衛省及び自衛隊により宇宙領域防衛指針が策定され、SDA能力の強化の必要性や、関連領域の民間企業への投資を後押しする方針が改めて明示されました。11月には日本成長戦略本部から、「航空・宇宙」、「防衛産業」及び「スタートアップ」等が重要なテーマとして挙げられております。また、2026年2月に発足した高市政権は新安保3文書の前倒し改定を目指しており、敵対国の衛星から自国衛星を防護するための衛星の開発等、衛星の監視・防護技術の実証が更に推進される見込みです。米国においては、2025年4月に宇宙軍が「Space Force Doctrine Document 1」を発表し、宇宙を戦闘領域と定義し、宇宙能力の向上や民間企業との連携の重要性を明示しました。2025年9月には、宇宙軍の次世代SDA衛星プログラムにおいて、燃料補給能力を必須化する計画を発表しました。2026年1月には、将来直面するであろう宇宙の戦略的脅威及び技術的变化に対する長期的な指針を示した「Future Operating Environment (FOE) 2040」を宇宙軍が発表し、軌道上でのRPOや燃料補給能力は安全保障を支える核心的要素であると再確認しました。英国においては、2025年6月に国防省が政策文書「Strategic Defence Review 2025」を発表し、宇宙を「戦略的競争の最前線」と位置づけ、宇宙の防衛的利用の強化や宇宙産業との連携等を進める方針を示しました。さらに11月には、貴族院宇宙政策関与委員会（UK Engagement with Space Committee）が「The Space Economy: Act Now or Lose Out」を発表し、英国が宇宙における経済及び安全保障上の利益を享受するためには、国際協力による宇宙空間の安全と持続性の確保が重要であり、外交上の優先課題であるとの認識を示しました。2026年3月には、宇宙業界において軌道上サービスが、経済及び防衛文脈において特に重要なサブセクターのひとつであるとして、戦略的投資を強化していく方針を示しました。欧州においては、7月に欧州委員会（EC）が、次の7か年（2028～2034年）で、防衛及び宇宙分野の予算を前期（2021～2027年）の5倍にあたる1,310億ユーロ規模に増額する計画を提出しました。ECが10月に発表した総額8,000億ユーロ規模の戦略文書「Preserving Peace - Defence Readiness Roadmap 2030」にお

いては、宇宙防衛を主要な4つの旗艦プロジェクトのひとつと位置づけ、宇宙領域把握(SDA: Space Domain Awareness)や軌道上運用の開発等を促進するとともに、スタートアップや中小企業を積極的に支援する方針を示しました。これは2026年4月以降に開始される予定で、欧州の自律的な宇宙防衛能力の確立を目指しています。フランスにおいては、2025年11月に、宇宙司令部(CDE)が初の実戦運用体制を発足させ、「国家宇宙戦略」を発表しました。当戦略において、パトロール・追跡衛星の配備や、軌道上での燃料補給・メンテナンス・組立て等を行うための技術開発、SDA能力強化の方針を示すとともに、スタートアップ支援や同盟国との国際協力の必要性も示しました。さらに4月には、高市総理大臣とともにエマニュエル・マクロン大統領が日本のアストロスケール本社に公式訪問され、軌道上サービスの重要性について言及されました。

このように2025年以降、当社グループが拠点を展開する主要国全てが宇宙防衛戦略の見直しを行い、当社の事業環境は転換点を迎えています。その結果として、防衛関連分野において、国際機関や各国政府による予算化の動きや、民間企業との連携強化の取組みが更に加速し、2026年以降は当社の案件受注につながる事が期待されます。当社グループは、圧倒的な技術力、グローバルな展開力、そして市場創造力という競争優位性を活かし、事業のさらなる拡大を図っております。

当連結会計年度において、当社グループは、複数拠点で非防衛の政府機関、防衛機関及び民間企業と幅広く複数の契約を締結し、将来の事業成長に大いに貢献しうる重要な事業進捗を多数実現しました。

その結果、当連結会計年度における受注高は8,445百万円となりました。2026年4月期における主な受注案件及び既存案件の進捗等は以下の通りです。

(政府機関案件・民間案件)

- ・2025年5月、COSMICフェーズ2の契約を完了。
- ・2025年7月、複数デブリ除去と制御再突入に関する新たな特許を取得。
- ・2025年8月、10月及び11月、Xona Space Systems, Inc.等から第2世代ドッキングプレートの商業契約を複数獲得。これにより打上げ予定のドッキングプレートは累計1,000個超に。
- ・2025年9月、REFLEX-J (旧K Program) の契約を締結。
- ・2025年12月、回転する宇宙物体の捕獲とサービスに関する新たな特許を取得。

- ・ 2025年12月、欧州宇宙機関（ESA）の軌道上改修・アップグレードサービスに関する調査案件を受注。
- ・ 2026年1月、米国航空宇宙局（NASA）の軌道上改修・アップグレードサービスに関する調査案件を受注。
- ・ 2026年1月、燃料補給技術の開発に関するJAXA宇宙戦略基金の交付決定。

(防衛関連案件)

- ・ 2025年6月、新規防衛関連案件を受注。(詳細非開示)
- ・ 2025年7月、米空軍研究所より自律的なランデブ・近傍運用及びドッキングに関する新規防衛調査案件を受注。
- ・ 2025年12月、防衛省より軌道上での自国衛星の監視・防御技術に関する研究に係る案件を受注。
- ・ 2026年1月、米国ミサイル防衛局（MDA）のSHIELD（Scalable Homeland Innovative Enterprise Layered Defense）の IDIQ（Indefinite Delivery, Indefinite Quantity）の契約候補（Competitive Range）に選定。

既存案件や契約交渉中の案件についても、マイルストーン達成や受注に向けて着実に進捗しております。

ELSA-Mについては、2025年6月には詳細設計審査（CDR：Critical Design Review）を完了し、その後も外部施設を活用しながら順調に地上試験を進めています。2026年3月にはIsar Aerospace SEとの間で、打上げにおいてSpectrumロケットを使用する契約を締結しました。ISSA-J1については、2025年9月にインドのNewSpace India Limitedとの間で、打上げにおいて極軌道打上げロケット（PSLV：Polar Satellite Launch Vehicle）を使用する契約を締結しました。APS-Rについては、2027年4月期中に予定される打上げに向けて順調に地上試験を進めています。REFLEX-Jについては、2026年3月に初年度契約金額を増額し、4月には2年目契約を締結しました。Orpheusについては、2026年4月にCDRを完了しました。システム統合およびミッション準備に向けたプログラムの次段階へと移行し、2027年または2028年4月期に予定されている打上げに向けて順調に進捗しています。

LEXI-Pについては、契約締結に向けて最終段階に入っています。また、2026年4月期から開発費用の資産化を開始したことで、前期と比較して研究開発費として計上される費用の大幅な削減を実現いたしました。COSMICについては、2025年5月に完了したフェーズ2

の後続フェーズの公募が、2025年7月に英国において開始され、当社グループは受注獲得に向けて注力しております。CAT-IODの後続フェーズについても、2025年11月に開催されたESAのCM25（Council Meeting at Ministerial Level、閣僚級会合）において、当該分野への予算配分が決定されました。

さらに2026年1月には、フランスのExotrail社との戦略的パートナーシップを、4月には衛星の軌道離脱ミッションを開発する契約を締結しました。軌道上の安全確保やフランス及び欧州の宇宙安全保障強化に向けて、2030年までに商用衛星を対象とした初回ミッションを実施することを目指しています。

このように、世界的に宇宙関連支出や軌道上サービスに関する政府需要及び民間需要に繋がる政策推進等の機運が高まる中、当社グループは軌道上サービスの事業機会の拡大に向けて、事業や技術開発の強化に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績については、売上収益5,940,615千円、営業損失9,975,386千円、税引前当期損失6,695,854千円、親会社の所有者に帰属する当期損失7,114,985千円となりました。

ご参考までに、当連結会計年度における当社グループのプロジェクト収益（注）は11,506,710千円となりました（うち、政府補助金収入は5,566,095千円）。

（注）プロジェクト収益は、国際財務報告基準（IFRS）により規定された指標ではなく、投資家が当社グループの業績を評価する上で、当社が有用と考える財務指標です。プロジェクト収益は以下により算出しております。

「プロジェクト収益＝売上収益＋政府補助金収入」

なお、この数値は、当社グループが提供するサービスの対価として取得する政府補助金収入を売上収益に加算して算出しており、分析手段として重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおけるこの数値は、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施致しました企業集団の設備投資の総額は、5,515百万円であります。主な投資対象はAstroscale U.S. Inc.で開発している寿命延長サービス衛星「LEXI-P」であり、衛星バスや捕獲機構、推進器等の調達・製造を目的とした増加が見られました。

(3) 資金調達の状況

海外募集による新株発行

当社は、2025年5月に海外募集による18,000,000株の新株発行により、総額10,985百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは世界に先駆け着実に受注を積み重ねているものの、軌道上サービス市場は草創期にあり、当社グループを取り巻く環境には引き続き高い不確実性が存在しております。また、宇宙事業は、研究開発から顧客開拓、衛星の設計・開発、打上げ、運用等に至るまで、長期間を要する特性を有しています。

一方で、宇宙環境問題の深刻化と宇宙空間の持続利用に対する社会的な認識は、2020年以降急速に高まりを見せています。2023年5月には、G7外務大臣会合、科学技術大臣会合、そしてG7広島サミットにおいてデブリ問題が取り上げられ、公式声明（コミュニケ）において、宇宙の持続利用が喫緊の課題であること、及びデブリの低減（これ以上増加させないこと）並びに改善の必要性が明記されました。さらに、2024年6月のG7プーリア・サミットのコミュニケでは、宇宙の持続可能性に関する基準及び規制の策定に向けた取り組みが明記され、デブリ低減に向けてより踏み込んだ内容が示されました。また、2024年9月に開催された国際連合の未来サミットにおいて、「未来のための協定（Pact for the Future）」が全193か国の加盟国が参加する国連本部において全会一致で決議されました。協定の行動目標56番に、宇宙の探査と利用に関する国際協力を強化することが規定されており、具体的には、宇宙の安全で持続可能な利用は、SDGsの達成において重要な役割を果たすとし、スペースデブリや宇宙交通管理等に関する新たな枠組みについて、国連宇宙空間平和利用委員会（UN COPUOS：United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space）で議論すること、関係する民間セクターを含め利害関係者が宇宙の安全性と持続可能性の向上に関する政府間プロセスに貢献できるように関与を求めること等が決定されました。

同時に、「(1) 事業の経過及びその成果」で記載の通り、近年では世界中で宇宙防衛の強化を主な目的とした取組みが多数見られました。グローバルに地政学リスクの高まりが意識される中、軌道上サービスを安全保障用途に利用するニーズが急速に高まっております。

このように、宇宙の持続利用は、主要先進国のみならず世界における重要課題の一つとして認識されるようになり、各国において具体的な行動が求められる段階に至っております。

こうした状況を受け、軌道上サービス市場の拡大を見越した企業による参入表明が世界各地で相次いでおりますが、当社グループは其中にあって、先駆的な技術開発企業としてのポジションを確立してまいりました。競争環境が今後さらに激化することが予想される中、技術開発の推進、事業化の加速、関連法規制の整備への働きかけ、そして安定的なキャッシュ・フローの創出をいかに継続していくかが、当社グループにとって極めて重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処し、中長期的に持続的成長を実現するため、当社グループは以下の取り組みを進めております。

■技術開発

軌道上サービスに使用される衛星の開発、打上げ及び運用は、極めて複雑なプロセスを伴います。開発の過程では、地上において宇宙環境を模擬的に再現した各種試験を実施した上で宇宙空間へ打ち上げますが、宇宙空間において衛星に予期せぬ故障が発生し、システム全体に影響を及ぼすことでミッションの成否に関わるリスクが生じる可能性があります。さらに、コストやスケジュールに関する制約、政府等による許認可制度や公募内容などの条件も加わり、先進的な技術開発を進めることは非常に困難な課題となっております。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、開発段階に応じた審査体制の整備、品質・信頼性に関する管理基準等を策定、開発工程の文書化の徹底など、再現性があり、かつ改善可能な開発手法を採用しております。

当社グループが必要とする技術のうち、非協力物体へのRPO技術を含むコア技術については、自社設計・自社開発を行っており、継続的な技術向上が可能な体制を構築しています。これにより、非協力物体へのRPO技術等を活用した軌道上サービスという新たな選択肢を衛星オペレーターに提供してまいります。

また、自社技術の優位性を確保するため、当社グループでは長期的な技術ロードマップを定期的に更新し、様々な事業機会を通じて技術的優位性を継続的に維持できるよう、研究開発体制の強化及び知的財産ポートフォリオの充実を図ってまいります。

■事業開発

政府・宇宙機関からの事業機会を獲得するためには、宇宙産業における世界の主要地域に拠点を保有すること、並びに各拠点がそれぞれの国・地域の政府・宇宙機関及び宇宙業界と密接な関係を築き、関係性を深めていくことが必要です。

宇宙業界では、政府・宇宙機関、民間企業のいずれも、数年から数十年単位で政策や事業計画を策定しています。当社グループは、創業後からISSA、LEX、ADR、EOLといった各種サービスに関し、中長期的な視点から潜在顧客との議論を重ね、基礎調査などを通じて各国での受注機会を拡大してまいりました。その結果、2020年代前半には世界初となる非協力物体へのRPO技術の軌道上実証を2度成功させたこともあり、世界中で大型ミッションを複数受注することに成功致しました。

これまでに開発した技術や運用経験を活用し、持続的な収益力を獲得する観点から、今後は既に開発された少数のプラットフォームを繰り返し運用する、反復性のある継続受注案件の獲得に注力してまいります。このような継続受注案件を期待できる分野は防衛と民間向け寿命延長サービスです。

防衛については、前述の通り宇宙安全保障環境の厳しさと不確実性が増す中、防衛機関から静止軌道での宇宙監視衛星への需要が顕在化しつつあります。当社は既に日本の防衛省から2025年2月に機動対応宇宙システム実証機の施策に関する契約を獲得しており、この案件で開発されるプラットフォームを今後複数の案件に活用していくことを狙っています。また、日本国外でも複数の防衛機関から受注を獲得しており、将来の潜在案件についても議論を活発化させています。

民間においては、静止軌道衛星の寿命延長サービスへの需要が増加しております。民間の静止衛星運用者は、燃料切れにより運用終了を迎えてしまう自社の大型衛星を新しい衛星で代替するのではなく、当社の寿命延長サービスを利用し、衛星をそのまま運用することで安価にサービスを継続でき、新規衛星の打ち上げに必要な多額の設備投資費用を先送りし、新規衛星の製造遅延等のリスクも回避することが可能になります。これは経済合理性が極めて高いサービスであり、顧客ニーズが旺盛な分野です。

これらの継続受注案件の獲得を通じて、収益性の向上を目指してまいります。

■法規制作りへの働きかけ

デブリ除去に必要な環境整備としての「法規制作り」は、2つの観点に分類することが可能です。当社グループでは、ひとつを「制度構築」、すなわち「宇宙の持続利用に資するよ

うな、各国の宇宙法政策及び二国間・多国間等の国際的な協調関係に基づく枠組みづくり」と定義し、もうひとつを「標準化」、すなわち「宇宙の持続利用に資するような、宇宙機的设计や運用に関する基準づくり」と定義しております。

それぞれの観点に基づき、当社グループは以下のとおり取り組みを進めております。

a. 制度構築について

制度構築とは、各国においてデブリ増加への対応やデブリ除去を促進・実現するための国内法規制等を整備することに加えて、長期的には各国間の国際的な連携・協調を通じて、デブリ除去がグローバルに実施される体制を構築することを目指しております。

例えば、各国は強制力を伴う国内法規制により、ミッション許可等の制度（米国では、衛星運用事業者に付与される周波数ライセンスの管理も含む）を通じて、デブリ増加を抑制するための措置を事業者に要求することができます。また、各国は、行動計画の策定等の政策を通じて、自国由来のデブリの低減・除去を推進することも可能です。

デブリ低減に関する議論は、2000年代以降、国際機関間スペースデブリ調整委員会（IADC）やUN COPUOSなどの国際機関において進められてきましたが、米国、欧州、日本などの各国では、さらなる措置に関する議論が活発化しており、当社グループも可能な限りこれらの議論に参画しております。

米国では、深刻化するデブリ問題を受けて、米国連邦通信委員会（FCC）が2004年に策定した周波数の許可に際して考慮されるデブリ低減ガイドラインの見直しに関するパブリックコメントを募集しました。これに対し、当社グループは米国企業7社をとりまとめ、2019年2月に計8社共同でコメントを提出しました。このコメントは米国内の関係者の間で広く参照され、2020年4月に公表された新たなFCCの立法案公告においても、当社グループの共同コメントが言及されています。その後、FCCは、同ガイドラインを見直し、2022年9月には、いわゆる「25年ルール」（高度2,000km以下の軌道を周回する衛星の場合、運用終了から25年以内に大気圏に突入するような設計にする旨のガイドライン）を「5年」に短縮する命令を発出し、2024年9月に発効しました。さらに、2024年1月には、軌道上サービス認可の枠組みに関する立法案公告の草案が発出されました。

欧州では、宇宙機関の宇宙活動に関するイニシアティブとして、ESAが2022年に「Zero Debris Approach」を公表し、2030年までに地球軌道及び月軌道におけるデブリの生成を停止することを目標に掲げました。これに基づき、ESAは2023年11月

に、デブリ低減に関する要求を定めた技術ガイドラインである「ESA Space Debris Mitigation Requirements」を見直し・公表するとともに、民間企業等40団体と共同で「ゼロ・デブリ憲章」を策定・公表しました。同憲章では、2030年までにデブリ生成ゼロを実現するための基本原則や目標値などが定められています。

英国では、2023年6月にチャールズ国王が、宇宙の持続可能性を促進するための枠組みとして「アストラ・カルタ（宇宙大憲章）」を公表しました。

さらに、国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU）は、2023年11月の無線通信総会において、デブリ除去を含む軌道上サービスなどの新技術を考慮し、低軌道上の衛星に対する「安全かつ効率的な軌道離脱および／または廃棄の戦略と方法論に関するガイダンス」の研究を行うことを決議しました（決議ITU-R 74）。

また、先述の2023年のG7広島サミット及び2024年G7プーリア・サミットのコミニケや、2024年に国連本部において決議された「未来のための協定（Pact for the Future）」のように、宇宙空間の持続利用に対する社会的な認識は世界レベルに拡大しております。

このように、世界の主要国及び国際的な団体において、宇宙の持続利用に向けた対応は、提案・検討の段階から実施の段階へと移行しつつあります。

b. 標準化について

衛星の設計や運用に関する国際的な標準化の議論は、衝突回避能力、運用終了時の廃棄処理、無害化、デブリ低減、打上げサービスの選択、デブリ除去サービス、サイバーセキュリティ、RPO実施時の安全性確保や情報の共有など、多岐にわたるテーマを対象としています。これらの事項については、国際団体、政府機関、NPOなど、様々な場で議論が進められております。

当社グループは、先端技術を保有する企業として、標準化を最重要課題の一つと位置付け、積極的に取り組んでおります。日本、米国、英国、フランスにグローバルなポリシーチームを配置し、標準化に関する主要な会議体に参加するとともに、一部の会議体ではリーダーシップを執るなど、独自のポジションを築いております。また、各国の宇宙機関や主要国の政策決定者・担当省庁とも緊密に連携し、世界各国の議論動向を踏まえた整合性の確保に貢献するとともに、当社グループのミッションにも先進的に反映させることで、業界全体のベストプラクティスの形成に寄与してまいります。

当社グループが積極的に関与している標準化に関する会議体の一つに、Consortium

for Execution of Rendezvous and Servicing Operations（以下「CONFERS」）があります。本会議体は、米国国防総省の国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency、以下「DARPA」）がシードマネーを提供して設立された業界団体です（現在はDARPAからの資金的援助を受けずに運営されています）。CONFERSは、RPOに関する自主的なコンセンサスに基づくベストプラクティスを策定しており、ISOなどの標準化団体によって、軌道上サービスに関するこれらのベストプラクティスが採用されることが期待されています。当社グループは、CONFERSの設立初期から主要メンバーとして参画しており、現在はExecutive Memberとして活動しております。

■許認可等への対応

当社グループは、必要な許認可の取得を行い、適用される各国の法令を遵守するよう努めております。

一般的に、衛星の運用に関しては、衛星を運用する事業主体が所在する国の当局が求める技術・安全性などの要件を満たすことで、当該当局から運用の許可を得ることができます。これを「ミッション許可」と呼びます。ELSA-dでは英国宇宙庁（UKSA）から、ADRAS-Jでは内閣府から、それぞれミッション許可を取得しました。衛星の物体登録については、ELSA-d及びADRAS-Jともに日本が登録国となっております。

衛星との通信に使用する周波数の利用についても、ITUの規定に基づき、各国の法令に従って必要な手続きが定められています。日本の場合、電波法に基づき、他国の地上無線局に有害な干渉を与えない（または他国から干渉を受けない）ようにするため、総務省を通じて国際周波数調整を行った上で、総務大臣への申請により無線免許を取得します。また、衛星の運用に必要な地上局（人工衛星との通信を行うために地上に設置するアンテナやデータ送受信装置等）の使用については、地上局が所在する国ごとに必要な許可を取得する必要があります。当社グループは、ELSA-d及びADRAS-Jの運用に関して、日本、米国、カナダをはじめとする複数の国から必要な許可を取得しております。その他にも、輸出管理に関する許可や危険物輸送等に係る許可の取得など、必要な手続きを適切に実施しております。

今後実施予定のISSA、LEX、ADR、EOLといった各ミッションにおいても、上記のような許認可の取得が必要となります。

さらに、当社グループは、RPO技術が先進的な技術であることを踏まえ、ミッションの目的や運用の透明性を確保するため、自主的な取り組みも行っております。ELSA-dやADRAS-Jのミッションの目的・内容については、国際的な学会等での発表や論文提出に加え、展示会、講演会、SNS、メディアなどを通じた広報活動を通じて開示しているほか、政府関係者などに対しても必要な説明を行っております。加えて、両衛星にはレトロリフレクター（レーザ反射を有する機構）を搭載しており、地上から軌道上での位置を詳らかに把握できるよう配慮されています。

また、当社グループは、衛星とデブリとの衝突可能性のリスク評価及び衝突回避のため、世界の主要なSSA（Space Situational Awareness：宇宙状況把握）プロバイダーと契約を締結しております。

保険の組成については、顧客との責任分担のあり方や保険料の相場などを踏まえて、ミッションごとに適切に対応してまいります。例えば、ELSA-dは自社資金によるミッションであり、打上げ失敗に備えた打上げ保険、ミッション失敗に備えたミッション保険及び軌道上で第三者に損害を与えた場合に備えた第三者賠償責任保険に加入しました。ADRAS-Jでは、軌道上での第三者賠償責任保険にのみ加入しております。

なお、宇宙条約第6条では、非政府団体（企業、研究機関など）による宇宙活動であっても、「自国の宇宙活動」については当該国が国際的な責任を負うことが定められており、また、宇宙活動に起因する損害についての国際的な責任については、損害責任条約が具体的な定めを設けております。特定のミッションについて複数の国が関係する場合に、条約上は複数の打上げ国間で連帯して責任を負うこととされていますが、その具体的な責任分担のあり方などについては十分な国家実行がなく民間事業主体の責任のあり方（当該国と民間事業主体との関係や、民間企業間での責任分担）についても現時点では不明確な点が多く残されています。

このため、当社グループでは、保険の組成を通じてこれらのリスクを事前に低減しておりますが、保険に加入している場合であっても、ミッション遂行に際して予期せぬ損害賠償責任を将来的に負う可能性があることを認識しております。

■資金調達

当社グループは、多額の先行投資と長期の開発期間を要する人工衛星及び宇宙機器の研究開発に従事していることから、2020年4月期以降、フリー・キャッシュ・フローの赤字が継続しております。今後も、軌道上サービスを目的とした人工衛星の開発を加速するとともに、多種多様な軌道上サービスの需要に対応するための技術適用の拡大を図るため、先行投資を継続する必要があり、資金調達を行っていく必要があります。

このため、当社は資金調達手段の確保・拡充に向けて、2024年6月に東京証券取引所グロース市場に株式上場し、6月から7月にかけて20,070百万円を調達いたしました。その後、2025年3月に株式会社りそな銀行とのコミットメントラインにより3,000百万円を調達し、2025年5月には、上場時には見られなかった防衛関連需要の顕在化や民間向け寿命延長サービスの急速な関心の高まりを背景とした事業機会の確実な獲得と競争優位性の向上のため、海外募集による新株式の発行により10,985百万円を調達いたしました。さらに2026年5月には、継続受注獲得に向けた成長資金の確保を目的に、海外募集及び第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当による新株発行を通じて、総

額30,600百万円を調達いたしました。

今後はこれまでに調達した資金で実施した投資を基に事業進捗を更に加速し、早期の損益分岐及びフリー・キャッシュ・フロー黒字化を目指してまいります。借入金の借り換えを除き、現時点で資金調達は計画しておりませんが、今後魅力的な投資機会が生じた場合、必要に応じて機動的な調達を可能とすべく、引き続き資金調達手段の多様化を図ってまいります。

■人材獲得

当社グループは、軌道上サービスに必要な先進技術の研究開発、衛星の設計から製造・試験に至る衛星製造プロセス、さらには衛星の運用までを自社で一貫して行っております。そのため、今後の人工衛星の開発や技術適用の拡大に伴い、複数の開発ラインを同時に進行させるためには、適切な人材の確保が不可欠です。

具体的には、株式上場等を通じて当社グループの知名度を高め、新卒・中途を問わず積極的な採用活動を推進してまいります。また、長期的な雇用の安定を図るため、社内における教育・研修体制を充実させ、人材の育成にも注力してまいります。

■安定的なキャッシュ・フローの創出

当社グループは、先端的なRPO技術等を活用した軌道上サービス事業に特化し、これらの技術の多角的な展開・拡大を目指しております。これまでに構築してきた研究開発技術を最大限に活用し、対象となるデブリや運用中の衛星に対して、コストパフォーマンスに優れたソリューションを提供すること、継続受注案件の獲得に注力することを通じて、安定的なキャッシュ・フローの創出を図ってまいります。

このように、当社グループは経営環境における課題を解決しつつ、軌道上サービスを通じて安定的なキャッシュ・フローを確保し、それを背景とした規律ある成長投資と継続的な株主価値の向上の両立を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第5期 2023年4月期	第6期 2024年4月期	第7期 2025年4月期	第8期 (当連結会計年度) 2026年4月期
売 上 収 益 (千円)	1,792,991	2,852,561	2,456,956	5,940,615
営 業 損 失 (千円)	△9,665,628	△11,555,724	△18,755,004	△9,975,386
親会社の所有者に 帰属する当期損失 (千円)	△9,264,266	△9,181,329	△21,551,603	△7,114,985
基本的1株当たり 当期損失 (円)	△111.16	△101.45	△188.91	△52.89
資 産 合 計 (千円)	30,437,660	24,990,809	33,625,291	32,121,830
資 本 合 計 (千円)	14,890,596	5,401,357	6,126,355	7,657,749
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	△379.46	59.45	52.13	56.35

(注) 第7期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第5期及び第6期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アストロスケール	東京都墨田区	10,000千円	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale Ltd	英国 オックスフォードシャー州	72,000千英ポンド	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale U.S. Inc.	米国 コロラド州	100米ドル	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale France SAS	フランス トゥールーズ	2,800千ユーロ	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale Israel Ltd.	イスラエル テルアビブ	100新シェケル	間接100.00%	軌道上サービス事業

(注) シンガポール子会社であるAstroscale Singapore Pte. Ltd.は休眠状態にあります。

(7) 主要な事業内容

軌道上サービス事業

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都墨田区

② 子会社

「(6) ②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況（2026年4月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
593名	16名増

(注) 上記従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト及びパートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,000 百万円
株式会社みずほ銀行	2,277 百万円
株式会社りそな銀行	3,000 百万円

- (注) 1. 当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社みずほ銀行との間で特別当座貸越契約（極度額：3,000百万円、取引期間：2023年5月1日～2026年6月30日）を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は723百万円であります。
2. 当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間でリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（極度額：5,000百万円、コミットメント期間：2024年5月1日～2027年4月30日）を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は5,000百万円であります。
3. 当社は、研究開発資金の調達を目的として、株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間で劣後特約付金銭消費貸借契約（借入実行金額：2,000百万円、返済期日：2029年3月27日）を締結しております。
4. 当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社りそな銀行との間でコミットメントライン契約（貸付極度額：3,000百万円、契約期間：2028年3月31日まで）を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 320,000,000株

(2) 発行済株式総数 普通株式 135,905,600株

(3) 株 主 数 79,082名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
岡田 光信	24,836,900	18.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,727,500	3.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (FE-AC)	4,482,989	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,467,500	3.29
株式会社グーニーズ	3,827,933	2.82
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	3,800,000	2.80
ヒューリック株式会社	3,671,400	2.70
STATE STREET BANK AND TRUST C OMPANY 505019	3,405,200	2.51
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY G CM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	3,324,935	2.45
J P JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	3,196,752	2.35

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年4月30日現在）

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 グループCEO	岡田 光信	株式会社アストロスケール 取締役 Astroscale Ltd Director Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director
取締役 副社長執行役員 グループCOO	Christopher Blackerby	株式会社アストロスケール 取締役 Astroscale Ltd Director Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director
取締役 副社長執行役員 グループCFO	松山 宜弘	株式会社アストロスケール 取締役
取締役	Gayle Sheppard	Nutanix, Inc. Director
取締役	野口 祐子	株式会社レクソニア 代表取締役（法務コンサルティング）
取締役	Jan Wörner	Frankfurt Institute for Advanced Studies Scientific Director Space Cargo Unlimited Advisor for strategy
取締役	Ronald Pasek	Sun Power Board Member & Chair of Audit Committee Extreme Networks Board Member & Chair of Audit Committee
常勤監査役	鈴木 隆之	株式会社アストロスケール 監査役 GMOプライム・ストラテジー株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	松田 日佐子	弁護士法人大江橋法律事務所 外国法事務弁護士
監査役	池田 明霞	パリュエコマース株式会社 社外取締役（監査等委員） paiza株式会社 常勤監査役
監査役	大重 信二	UntroD Capital Japan 株式会社 Head of Investment

- (注) 1. Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏は、社外取締役であります。
2. 鈴木隆之氏、松田日佐子氏及び池田明霞氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松田日佐子氏は、外国法事務弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査するための十分な知見を有しております。
4. 当社は、取締役 Gayle Sheppard氏、野口祐子氏、Jan Wörner氏及びRonald Pasek氏、監査役 鈴木隆之氏、松田日佐子氏及び池田明霞氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、独立社外取締役の中から、筆頭独立社外取締役としてGayle Sheppard氏を選定しております。
6. 社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

7. 取締役を兼務しない特定業務最高責任者は次の通りであります。

地位及び担当	氏 名
常務執行役員 グループ CE (チーフ・エンジニア)	Gene Fujii
常務執行役員 グループ CTO (最高技術責任者)	Mike Lindsay
常務執行役員 イギリス法人MD	Nicholas Shave
常務執行役員 フランス法人MD	Philippe Blatt
執行役員 グローバル広報本部長	Jeremy Hutcherson
執行役員 グローバル人事本部長	浅田 靖隆
執行役員 グローバル財務本部長	大島 陽一郎

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含む全ての取締役、執行役員及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については、各役員の職務内容、実績、成果等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により監査役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年7月29日開催の定時株主総会にて、取締役の報酬等の総額を年額200百万円以内とし、2018年12月20日開催の臨時株主総会にて、監査役の報酬等の総額を年額20百万円以内とすることをそれぞれ決定しております。当該決議時点における取締役は5名、監査役は1名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2018年12月20日開催の臨時株主総会にて、各取締役の具体的な報酬金額を取締役会に一任することを決定しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において審議のうえ決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、各取締役の職務内容、実績及び成果等を総合的に勘案のうえ決定しており、取締役会は当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	人数 (名)	報酬等の種類別の額（百万円）			計 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	7	114	-	-	114
(うち社外取締役)	(4)	(19)	(-)	(-)	(19)
監査役	4	14	-	-	14
(うち社外監査役)	(3)	(12)	(-)	(-)	(12)
合計	11	128	-	-	128

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係につきましては、「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべき事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
筆頭独立社外取締役	Gayle Sheppard	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中16回に出席し、多様な分野、規模の企業での豊富な経営経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
独立社外取締役	野口 祐子	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中15回に出席し、法律に精通した弁護士として、また、グローバルな事業会社での執行役員として得た豊富な知見や経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
独立社外取締役	Jan Wörner	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中16回に出席し、欧州宇宙機関（ESA）長官の経験からグローバルな宇宙政策や宇宙業界に関する広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
独立社外取締役	Ronald Pasek	社外取締役就任後開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、10回中10回に出席し、Altera社やNetApp社などの上場企業においてCFOを歴任し、企業価値向上と財務改革を主導してきたグローバル経営人材としての知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
独立社外監査役	鈴木 隆之	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中16回に出席し、豊富な監査役経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同様に、監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
独立社外監査役	松田 日佐子	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中16回に出席し、主に外国法事務弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同様に、監査役会には15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
独立社外監査役	池田 明霞	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、16回中16回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同様に、監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ④ その他社外役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 87百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 116百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「海外コンフォートレター作成業務」に対し28百万円を支払っております。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を以下のとおり定めています。現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人が、法令・定款及び社会規範を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう当社の行動規範を繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底させます。
- b. 「リスクマネジメント規程」を制定するとともに、CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
- c. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- d. グループ全体を対象とした内部通報制度を社内外にそれぞれ設け、匿名性を確保することにより、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速な対応に努めます。
- e. 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。
- f. 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CEOが責任者となり内部監査を実施し、管理・監督を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切な保存及び管理に努めます。
- b. 取締役または監査役から要請があった場合に備え、これらの文書等が常時閲覧可能な状態を維持します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 社内諸規程等で定められた業務分掌及び職務権限に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人それぞれが自己の業務分掌及び職務権限に応じ、責任を持ってリスク管理に努めます。
- b. 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告します。
- c. リスク管理に係る規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制の構築に努めます。

- d. リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。
 - e. 緊急事態には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速な対処に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行うとともに、各取締役は、職務の執行状況について適宜報告します。
 - b. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行います。
 - c. 取締役会を原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催します。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- a. 取締役会は、当社の中期経営計画・年度予算等を決議し、その進捗状況を毎月取締役会にて報告・検証し、対策を講ずることを通じて適正かつ効率的な業務の執行を図ります。
 - b. 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果をCEOに報告します。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及びその関係会社等との取引については法令に従い適切に行うとともに、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、当社に適宜・適時な報告をおこなう体制を整備し、当社との連携を図ります。
 - b. 当社は、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、管理体制を構築してまいります。
 - c. 当社は、関係会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社に対し、必要に応じて、関係資料等の提出を求めます。
 - d. 当社が開催するリスク管理委員会について、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営します。
 - e. 当社と関係会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用します。

- f. 当社は、関係会社に対して、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために、監査役及び内部監査担当者は、関係会社の業務の適正性について調査を行います。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は、監査役監査の実効性確保のため、必要に応じて、監査役の職務遂行を補助する体制の整備（補助使用人の設定）に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項等について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請することとしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
- b. 当社の常勤監査役は、取締役会のほかグループ経営会議等重要な会議に出席します。
- c. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。
- d. 内部通報制度は、社内外それぞれが必ず監査役に報告されます。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社は、監査役への報告を行った当社及び関係会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図ります。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、全て社外監査役で独立性を確保するとともに、各々の専門知識をもとに監査を実施しており、公正かつ透明性を確保しております。
- b. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- c. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、宇宙技術の研究開発には多額の初期投資が必要であり、その投資回収も長期にわたる傾向にあります。当社グループも創業以来、継続的に営業損失および当期損失を計上しております。

このような状況の中で、当社は積極的な開発推進によって市場の形成を急ぎ、当社グループの成長を推進し、その結果として企業価値を向上させることが、株主利益の最大化に繋がるとの考えており、これを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

当社は、上記の方針から創業以来配当を実施せず内部留保を優先しており、今後の配当の実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定めております。剰余金の配当を行う場合、配当の決定機関は取締役会であり、毎年4月30日を基準日とした期末配当、毎年10月31日を基準日とした中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結財政状態計算書

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	10,021,823	営業債務及びその他の債務	2,425,524
営業債権及びその他の債権	1,616,497	契 約 負 債	4,738,744
契 約 資 産	2,507,369	繰 延 収 益	3,091,914
未 収 還 付 法 人 税 等	1,369,005	借 入 金	5,376,960
そ の 他 の 資 産	2,516,820	未 払 法 人 所 得 税	4,880
流 動 資 産 合 計	18,031,516	引 当 金	796,273
非 流 動 資 産		リ ー ス 負 債	365,116
有 形 固 定 資 産	11,063,327	そ の 他 の 負 債	308,049
無 形 資 産	1,822,633	流 動 負 債 合 計	17,107,461
の れ ん	496,475	非 流 動 負 債	
そ の 他 の 金 融 資 産	681,353	借 入 金	2,175,130
そ の 他 の 資 産	26,524	引 当 金	2,111,026
非 流 動 資 産 合 計	14,090,314	リ ー ス 負 債	2,652,716
		繰 延 税 金 負 債	417,745
		非 流 動 負 債 合 計	7,356,619
		負 債 合 計	24,464,081
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	
		資 本 金	9,217,711
		資 本 剰 余 金	△1,664,106
		利 益 剰 余 金	2,133,544
		その他の資本の構成要素	△2,029,399
		親会社の所有者に帰属する持分合計	7,657,749
		非 支 配 持 分	—
		資 本 合 計	7,657,749
資 産 合 計	32,121,830	負 債 ・ 資 本 合 計	32,121,830

連結損益計算書

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	5,940,615
売上原価	△5,921,367
売上総利益	19,247
販売費及び一般管理費	△16,196,538
その他の収益	6,201,904
営業損失 (△)	△9,975,386
金融収益	3,842,293
金融費用	△562,762
税引前当期損失 (△)	△6,695,854
法人所得税費用	△419,130
当期損失 (△)	△7,114,985
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	△7,114,985
非支配持分	—
当期損失 (△)	△7,114,985

連結持分変動計算書

(2025年 5 月 1 日から
(2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
				新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
当 期 首 残 高	10,297,486	9,836,585	△14,219,530	481,296	△14,999
当 期 損 失 (△)			△7,114,985		
そ の 他 の 包 括 利 益					
当 期 包 括 利 益	－	－	△7,114,985	－	－
新 株 の 発 行	5,492,610	5,492,610			
減 資	△6,675,691	6,675,691			
欠 損 填 補		△23,408,254	23,408,254		
株 式 報 酬 取 引				245,328	
新株予約権の行使	103,306	103,306		△6,562	
新株予約権の失効			59,806	△59,806	
株 式 発 行 費 用		△364,046			
所有者との取引額等合計	△1,079,774	△11,500,692	23,468,061	178,959	－
当 期 末 残 高	9,217,711	△1,664,106	2,133,544	660,256	△14,999
	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
当 期 首 残 高	△254,482	211,813	6,126,355	－	6,126,355
当 期 損 失 (△)			△7,114,985		△7,114,985
そ の 他 の 包 括 利 益	△2,420,173	△2,420,173	△2,420,173		△2,420,173
当 期 包 括 利 益	△2,420,173	△2,420,173	△9,535,159	－	△9,535,159
新 株 の 発 行			10,985,220		10,985,220
減 資			－		－
欠 損 填 補			－		－
株 式 報 酬 取 引		245,328	245,328		245,328
新株予約権の行使		△6,562	200,051		200,051
新株予約権の失効		△59,806	－		－
株 式 発 行 費 用			△364,046		△364,046
所有者との取引額等合計	－	178,959	11,066,553	－	11,066,553
当 期 末 残 高	△2,674,656	△2,029,399	7,657,749	－	7,657,749

貸 借 対 照 表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,932,684	流 動 負 債	5,644,743
現 金 及 び 預 金	5,078,695	未 払 金	165,263
前 払 費 用	77,370	未 払 費 用	137,844
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	4,547,429	未 払 法 人 税 等	1,210
そ の 他	146,761	預 り 金	63,425
貸 倒 引 当 金	△2,917,572	短 期 借 入 金	5,277,000
固 定 資 産	14,149,218	固 定 負 債	7,689,919
投資その他の資産	14,149,218	長 期 借 入 金	2,000,000
関 係 会 社 株 式	6,013,585	関 係 会 社 長 期 借 入 金	3,241,296
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	34,350,380	債 務 保 証 損 失 引 当 金	275,090
そ の 他	28,899	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,718,685
貸 倒 引 当 金	△26,243,647	資 産 除 去 債 務	37,101
		繰 延 税 金 負 債	417,745
		負 債 合 計	13,334,663
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	7,086,983
		資 本 金	9,217,711
		資 本 剰 余 金	5,595,916
		資 本 準 備 金	5,595,916
		利 益 剰 余 金	△7,726,644
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,726,644
		繰 越 利 益 剰 余 金	△7,726,644
		新 株 予 約 権	660,256
		純 資 産 合 計	7,747,239
資 産 合 計	21,081,902	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,081,902

損 益 計 算 書

(2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,175
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		3,175
販売費及び一般管理費		1,845,149
営 業 損 失		1,841,973
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	3,876,789	
受 取 利 息	278,366	
そ の 他	3,777	4,158,933
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	405,033	
株 式 交 付 費	823	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	275,090	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,718,685	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,751,289	9,150,921
経 常 損 失		6,833,960
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	59,806	59,806
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	397,862	
貸 倒 損 失	74,964	
減 損 損 失	60,707	533,534
税 引 前 当 期 純 損 失		7,307,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 税 等 調 整 額	417,745	418,955
当 期 純 損 失		7,726,644

株主資本等変動計算書

(2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	10,297,486	16,732,562	－	16,732,562
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	5,492,610	5,492,610		5,492,610
新株の発行(新株予約権の行使)	103,306	103,306		103,306
資本金から剰余金への振替	△6,675,691		6,675,691	6,675,691
準備金から剰余金への振替		△16,732,562	16,732,562	－
欠 損 填 補			△23,408,254	△23,408,254
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△1,079,774	△11,136,645	－	△11,136,645
当 期 末 残 高	9,217,711	5,595,916	－	5,595,916

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	△23,408,254	△23,408,254	3,621,794	481,296	4,103,090
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			10,985,220		10,985,220
新株の発行(新株予約権の行使)			206,613		206,613
資本金から剰余金への振替			－		－
準備金から剰余金への振替			－		－
欠 損 填 補	23,408,254	23,408,254	－		－
当 期 純 損 失	△7,726,644	△7,726,644	△7,726,644		△7,726,644
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				178,959	178,959
当 期 変 動 額 合 計	15,681,609	15,681,609	3,465,189	178,959	3,644,149
当 期 末 残 高	△7,726,644	△7,726,644	7,086,983	660,256	7,747,239

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社アストロスケールホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤 直人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 学

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アストロスケールホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アストロスケールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

【重要な後発事象に関する注記】に記載されているとおり、会社は2026年5月19日開催の取締役会において海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2026年6月5日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社アストロスケールホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤 直人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 学

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アストロスケールホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年5月19日開催の取締役会において海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2026年6月5日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの構築運用並びに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人、従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会及び重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。重要な書類や主要会議議事録を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、代表取締役と定期的に意見交換を致しました。また、子会社については子会社監査を通じて子会社取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われるための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、子会社の職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

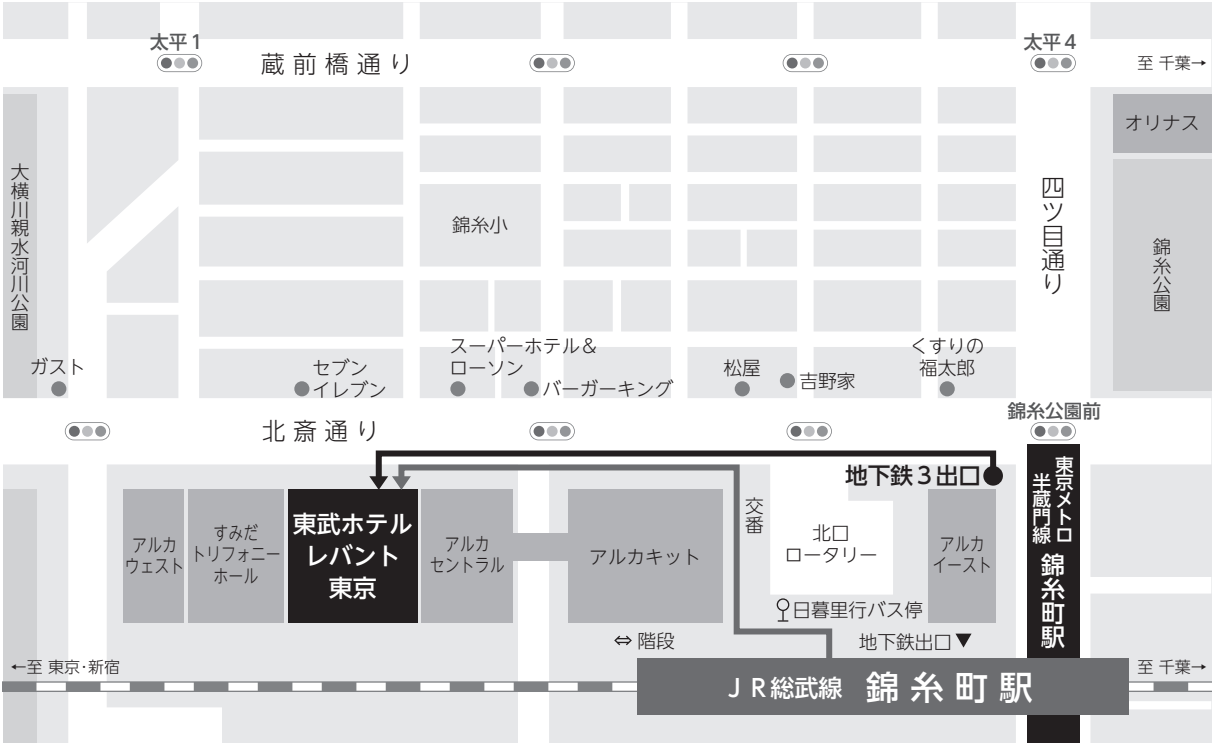
2026年6月24日

株式会社アストロスケールホールディングス監査役会

常勤監査役	鈴木隆之
監査役（社外監査役）	松田日佐子
監査役（社外監査役）	池田明霞
監査役	大重信二

以上

株主総会 会場ご案内図



東武ホテルレバント東京 4階「錦」

会場

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号

TEL 03-5611-5511

JR総武線「錦糸町」駅下車

交通

北口ロータリーを出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分

東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅下車

3出口より地上に出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。